

※あくまでも暫定的なものであり、今後更に各家庭裁判所での検討が進む中で修正や変更がされる可能性がある。

後見事務の分類

後見事務の内容に従って、事務を次の2種類に分けて考える。

- ①基本的事務 … 全ての事案において後見人が必ず行うことが想定されている事務
- ②付加的事務 … 事案ごとに必要に応じて行うことが想定されている事務

報酬算定の基本的な考え方

- ・後見人が実際に行った事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定する
- ・後見人がその事案で必要な事務を行わなかった場合には、報酬を減額する

財産管理・身上保護などの基本的事務に対する報酬の算定

- ・就任時・継続中・終了時それぞれの段階において、財産管理面・身上保護面などで、どの事案でも必ず行うべき事務をひとまとまりとして評価し、報酬を算定

※ 基本的事務に含まれる個々の事務は、それぞれの段階で、財産管理面・身上保護面などにおいて果たすべき職務に向けて、相互に関連し、総合的に行われるもの

→ 事務全体を総合的にみて報酬を算定することが合理的

付加的事務に対する報酬の算定

- ・個別の事務ごとに、事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定
- ・財産管理に関する事務については本人が得た経済的な利益の額も考慮して報酬を算定する。

※ 付加的事務は、個別の事務ごとに目的や手段が異なる

→ 事務ごとに報酬を算定することが合理的

※基本的な考え方のイメージは別紙のとおり

今後の検討において重要となる視点

- ・各地の実情も踏まえて検討の上、利用しやすい制度となるよう、報酬額のめやすが示され、おおよその報酬額を予測することができるようにする必要がある。
- ・報酬の算定にあたり、後見人等が行った事務の内容について、意思決定支援・身上保護の側面も含め、家庭裁判所が必要かつ十分な情報を得られるようにしつつ、後見人等の報告の事務負担が重くなりすぎないように、報告書に記載すべき事項についても併せて検討する必要がある。
- ・将来的には、中核機関等が後見人支援を通じて得た情報を家庭裁判所が必要に応じて報酬算定の参考とすることも考えられることから、その点も含めた情報共有の在り方について今後検討していくことが重要である。

大規模な家庭裁判所において検討中の報酬算定の大枠の考え方（イメージ）

- ✓ 後見人が実際に行った**事務の内容や負担などを考慮**して報酬を算定する
- ✓ 後見人がその事案で必要な**事務を行わなかった場合には、報酬を減額**する

後見人就任

就任時の事務

基本的な事務
財産管理

- ・財産の調査
- ・財産目録の作成
- ・収支予定表の作成 など

ひとまとまりとして評価

基本的な事務
身上保護

- ・本人の心身や生活状況の把握
- ・基本的な方針の決定 など

ひとまとまりとして評価

基本的な事務
報告

- ・後見事務報告書（初回）の提出

初回報告

基本的な事務
財産管理

- ・収支の確認・記録
- ・各種費用の支払
- ・基本的な方針の決定 など

ひとまとまりとして評価

基本的な事務
身上保護

- ・本人の心身や生活状況の把握
- ・基本的な方針の決定 など

ひとまとまりとして評価

付加的な事務
財産管理

- 必要に応じて
- ・不動産の売却
- ・遺産分割協議
- ・保険金の請求 など

事務ごとに評価

付加的な事務
身上保護

- 必要に応じて
- ・福祉サービスの契約
- ・生活保護の受給申請
- ・介護保険の申請・変更 など

事務ごとに評価

基本的な事務
報告

- ・後見事務報告書（定期）の提出

定期報告

基本的な事務
終了に伴う事務

- ・関係機関への事件終了の通知
- ・管理計算
- ・相続人への財産引継ぎ など

ひとまとまりとして評価

付加的な事務
終了に伴う事務

- 必要に応じて
- ・火葬・埋葬の契約
- ・相続人調査 など

事務ごとに評価

基本的な事務
報告

- ・後見事務報告書（最終）の提出

最終報告

終了事由発生

終了時の事務